

死亡退職(普通徴収)の記載例

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

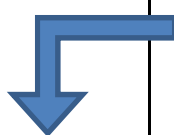
1.現年度 2.新年度 3.両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

ご注意

3.2では、1.転勤、再就職等により新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で引き続き特別徴収を行う場合に入力してください。また、新勤務先へ勤務先の変更により、給与支払報告書の提出先が変更となる場合は、提出先の変更を記載してください。また、新勤務先へ勤務先の変更により、給与支払報告書の提出先が変更となる場合は、提出先の変更を記載してください。また、新勤務先へ勤務先の変更により、給与支払報告書の提出先が変更となる場合は、提出先の変更を記載してください。

東松島市長 あて		(特別徴収義務者) 給与支払者	住所(居住)又は所在地	〒981-0503 宮城県東松島市矢本字上河戸100番地100										特別徴収義務者 指定番号	1234		※市町村ごとに異なります		
令和2年11月1日			フリガナ	ヒガシマツシマサンギョウ カブシキガイシャ										連絡先の氏名及び 所属課、係名並びに 電話番号	課・係	総務課			
提出			氏名又は名称	東松島産業 株式会社											氏名	矢本 花子			
			代表者の 職氏名印	代表取締役社長 東松島 太郎											電話	0225-82-1111 (内線 1234)			
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	8	7	6	5	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1月から 退職時までの給与 支払額
宛名番号	フリガナ	ナルセ イチロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	令和2年10月31日	1.退職 2.転勤 3.合併 4.休職 5.長期欠勤 6.死亡 7.会社解散 8.住所誤報 9.その他 (特別徴収不可)	1.特別徴収継続 2.一括徴収 (1月以降は必須) [月分で納入] 3.普通徴収	控除社会 保険料額	
1	氏名	鳴瀬 一郎 [旧姓]										240,000	100,000	140,000					
生年月日	昭和50年10月10日										6月分	11月分							
個人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	2	3	4	10月分	5月分					
1月1日 現在の住所	東松島市小野字新宮前999番地										円	円	円	※【9. その他(特別徴収不可)】を選択された場合は、 次のいずれかの理由を必ず選択してください。	1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例:乙欄適用者)			
給与の支払を受け なくなった後の住所											円	円	円		2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支給額が100万円以下)			
一括徴収 の理由	1.異動が当年12月31日までで、申出があったため(月 日申出)										異動者印		相続人の氏名等	続柄	妻	3 (普D)	給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月ではない)		
一括徴収税額 納入予定	徴収金額 円 納入予定日 月 日												氏名	鳴瀬 月子		4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)		
一括徴収した税額は、 月分で納入します。(月 日納期分)												住所	東松島市小野字新宮 前999番地		電話	0225-87-1111			



◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先	課・係	新しい勤務先では	
新しい勤務先 の住所(居所) 又は所在地	フリガナ		氏名	月割額 円を	
氏名又は名称	代表者の職氏名印		電話	月分から徴収し、納入します。	
個人番号 又は法人番号			(内線)	新規の場合、納入書は(要 ・ 不要)	